平成２７年（フ）第２７７号
大阪府羽曳野市伊賀38番地の３
破産者　大谷タイル株式会社
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１２号
大阪府松原市天美南３丁目14番11号
破産者　有限会社ＫＭＳキッチン
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９６号
堺市西区浜寺船尾町東３丁408番地２
破産者　泉包装容器株式会社
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5402番地
破産者　有限会社誠商事
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
鹿児島県西之表市西之表7627番地１
破産者　有限会社貘
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市東千石町19番11号
破産者　有限会社ＳＰＩＣＥ
１　決定年月日　平成28年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東50棟103号
破産者　中嶋　一敬
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
東京都八王子市大和田町１丁目１番７―105号都営大和田アパート
破産者　山口　瑞枝
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５号
東京都国立市富士見台４丁目17番地の１１―501
破産者　吉岡登喜榮
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目35番４号
破産者　株式会社ひかりが丘
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４５号
新潟県十日町市駅通り96番地
破産者　株式会社萩谷商店
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
愛知県江南市上奈良町緑11番地
破産者　亮株式会社
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５２号
愛知県江南市古知野町桃源90番地　ＥＳＯビル２階、商業登記簿上の本店所在地愛知県江南市古知野町桃源51番地
破産者　有限会社クリーブ
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０６号
愛知県豊川市牛久保町城下41番地
破産者　豊興業株式会社
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３０号
三重県鈴鹿市高岡町2660番地の２
破産者　株式会社トータルサポート
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６６号
三重県四日市市河原田町13番地、前住所三重県鈴鹿市若松西４丁目４番５号
破産者　久津岡憲一
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９４号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ23番６号、前住所三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目７番１
破産者　田中　次郎
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０１号
三重県津市雲出本郷町1800番地の１
破産者　株式会社谷口組
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６８号
三重県桑名市陽だまりの丘３丁目910番地
破産者　三林　明洋
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５号
三重県四日市市石塚町10番13号
破産者　村上　奈央
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
大津市南郷２丁目52番４号
破産者　有限会社安岐工務店
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５７号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　株式会社南和環境
１　決定年月日　平成28年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部